

幼保連携型認定こども園の学級の編制、
職員、設備及び運営に関する基準の一部を
改正する命令案

説明資料

令和元年 7 月
内閣府子ども・子育て本部

概要

1. 改正の趣旨

3階以上の階を幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第1項等の規定により、耐火建築物であることが従来求められてきた。また、2階を幼保連携型認定こども園の用に供する建築物（2階の床面積が300㎡以上のものに限る。）については、耐火建築物又は準耐火建築物であることが求められている。

さらに、この基準に対する上乘せ基準として、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型基準」という。）第6条第3項及び第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第32条第8号の規定により、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物について、耐火建築物であることを求めてきたところ。

（ ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第13条第1項の規定により、認可権者である都道府県、指定都市又は中核市は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされているところ、当該条例のうち、耐火性能に係る規定については、同条第2項第2号及び幼保連携型基準第1条第2号の規定により、幼保連携型基準第6条第3項及び第13条第1項（児童福祉施設基準第32条第8号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）に従うこととされている。

今般、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、同法第27条第1項の耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。

一方で、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもの安全を確保する必要があることから、保育所の基準と同様に、3階建てで延べ面積が200㎡未満の建築物について、これまでと同様の基準を維持するために、幼保連携型基準について所要の改正を行う。

2. 改正内容

幼保連携型基準を改正し、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の措置を講じる。

3. 根拠条文

認定こども園法第13条第2項

4. 施行期日等

この命令は公布の日（令和元年7月31日（予定））から施行するものとする。
その他所要の経過措置を定めることとする。

耐火性能に関する改正（第6条第3項、第13条第1項関係）

1. 改正の趣旨

(1) 現行制度（耐火性能に関する基準）

幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、概要1.のとおり、現行制度において、建築基準法による基準に加え、幼保連携型基準において上乗せ基準^()を設けている。

() 保育所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等では、建築基準法の上乗せ基準を各施設の基準省令で規定。児童養護施設など他の児童福祉施設では、各施設の基準省令上に基準はなく、建築基準法のみが適用。

○ 具体的には、以下の基準とされている（＜参考＞参照）。

建築基準法において、病院、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に共通の基準として、

- ・ 3階建て以上：耐火建築物
- ・ 2階建て（2階の床面積が300㎡以上の場合に限る。）：耐火建築物 or 準耐火建築物
幼保連携型基準において、幼保連携型認定こども園独自の基準として、
- ・ 保育室等を2階に設ける場合：耐火建築物^()
（3階以上に設ける場合：上乗せ基準無し = 建築基準法のみ適用）

() 幼稚園については耐火建築物、保育所については耐火建築物又は準耐火建築物（旧簡易耐火建築物を除く。）であることが求められているところ、後述のとおり、幼保連携型認定こども園については、より高い方の基準として、耐火建築物であることを求めている。

このように、幼保連携型基準において上乗せ基準を設けているのは、

火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもの安全を確保する必要があること

学校かつ児童福祉施設としての性質を有する幼保連携型認定こども園については、平成27年度の制度創設当時から、幼稚園の基準又は保育所の基準のより高い方を原則適用することとしていること^()

からである。

() 幼稚園については、そもそも保育室等を3階以上に設けることが想定されていないが（幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第8条第1項）保育所については、保育所等を3階以上に設けられる場合の避難経路等に関する規定があり（児童福祉施設基準第32条第8号）幼保連携型認定こども園については、保育所の基準を採用している。

＜参考＞現行と建築基準法改正後における幼保連携型認定こども園の耐火性

現行		建築基準法	上乗せ基準	結果		建築基準法	上乗せ基準	結果
3階建て	延べ床面積200㎡以上	耐火	規定無し	耐火	➡	耐火	規定無し	耐火
	延べ床面積200㎡未満					規制無し(※)	規定無し	規制無し(※)
2階建て	床面積300㎡以上	耐火又は準耐火	耐火	耐火		耐火又は準耐火	耐火	耐火
	床面積300㎡未満	規制無し		耐火		耐火		

() 竪穴区画（階段室）への間仕切り壁や戸の設置が必要

(2) 改正の契機（建築基準法の改正）

今般、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による建築基準法の改正（令和元年6月25日施行予定）により、同法第27条第1項の規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のもの（ ）が除かれることとされている。

（ ）ただし、避難時の安全性の確保の観点から、竪穴区画（階段室）への間仕切り壁や戸の設置を新たに求めることとされている。

この改正は、既存建築物を他用途に円滑に転用するための建築規制の合理化を行うため、現行の規制がない2階の床面積が300㎡未満の建築物と、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものとの、一般的な避難時間に違いがないことに鑑みて措置されたものである。

この結果として、幼保連携型基準を改正しない限り、3階建ての幼保連携型認定こども園に求められる耐火性能に関する基準の一部が緩和されることとなることから、対応を検討する必要がある（＜参考＞参照）。

(3) 改正の必要性（耐火性能の維持）

対応の方向性としては、

- ・ 現行の耐火性能に関する基準を維持すべく、3階以上の上乗せ基準を設けるか
 - ・ 現行の耐火性能に関する基準を引き下げるべく、3階以上には特段措置をせず、2階（床面積が300㎡未満の建築物に限る。）の上乗せ基準を廃止するか
- のいずれかが考えられる。

建築基準法を所管する国土交通省としては、同法はあくまで最低基準であり、個別の施設の耐火性能に関する上乗せ基準の在り方については、引き続き各所管府省が判断すべきという見解である。

そこで、幼保連携型基準において耐火性能に関する上乗せ基準を設けている趣旨（（1）参照）を踏まえると、

今般の建築基準法の改正を受けて、小学校就学前の子どもの特性や各幼保連携型認定こども園における事情も踏まえた上で、耐火性能に関する上乗せ基準の在り方について検討すべきであること

幼稚園及び保育所については、文部科学省及び厚生労働省が、現行と同等の基準を維持する方向であること

から、今般の建築基準法の改正を受けて、直ちに幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能に関する基準を緩和することは必ずしも適当とはいえず、当面、現行と同等の耐火性能を維持することとした上で、幼保連携型認定こども園の耐火性能に関する上乗せ基準の今後の在り方については、今般の建築基準法の改正を受けた保育所に関する検討会や調査研究等を経た検討結果も踏まえつつ、検討を進めることとする。

2. 改正内容

(1) 現行規定の整理

これまで、保育室等を3階以上に設ける建物については、建築基準法で耐火建築物であることが求められていたため、幼保連携型基準第6条第3項において、3階以上については児童福祉施設基準第32条第8号イに掲げる耐火性能に関する要件への適合を求めていなかった。

児童福祉施設基準第32条第8号イは、耐火建築物又は準耐火建築物(旧簡易耐火建築物を除く。)という要件だが、幼稚園が保育室等を2階に設ける場合に耐火建築物であることを求められていることと合わせるため、幼保連携型基準第13条第1項において耐火建築物という要件に読み替えて準用している。

(2) 改正規定の概要

保育所に関する児童福祉施設基準の改正と同様に、現行と同等の耐火性能に関する基準を維持するため、幼保連携型基準第6条第3項を改正し、保育室等を3階以上に設ける場合についても、児童福祉施設基準第32条第8号イに掲げる耐火性能に関する要件への適合を求めることとする。

また、今回、児童福祉施設基準第32条第8号イは以下のように改正され、現行どおり、保育室等を2階に設ける場合は耐火建築物又は準耐火建築物(旧簡易耐火建築物を除く。)3階以上に設ける場合は耐火建築物であることが求められる。

そこで、幼保連携型基準第13条第1項の同号イの欄の改正を行い、引き続き、幼稚園の基準と合わせて、(保育室等を2階、3階以上のいずれに設ける場合であっても)耐火建築物であることを求めることとする。

< 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(抜粋) >

改正後	改正前
▶(設備の基準) ◀ 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。◀ ▶一～七 (略) ◀ ▶八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、 ▶保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。◀ ▶イ 耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。) ▶(保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。◀ ▶ロ～チ (略)	▶(設備の基準) ◀ 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。◀ ▶一～七 (略) ◀ ▶八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、 ▶保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。◀ ▶イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。◀ ▶ロ～チ (略)

その他所要の修正

「読み替えて準用する」の整理（第1条第2号、第6条第3項関係）

第13条第1項における児童福祉施設基準第32条第8号の読替準用に関しては、「読み替えて準用する」と規定すべきであるため、単に「準用する」とされている部分を修正する。

「及び」、「並びに」の整理（第1条第3号関係）

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）第十四条の二並びに第三十二条の二（後段を除く。）」の「並びに」は「及びに」の誤りであるため修正する。

施行期日等（附則関係）

1．施行期日（附則第1項関係）

この命令は公布の日（令和元年7月31日（予定））から施行するものとする。

2．経過措置（附則第2項関係）

本命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、改正後の幼保連携型基準に従い都道府県又は指定都市等が定める条例が制定施行されるまでの間は、改正後の幼保連携型基準第6条第3項（附則第4条（幼稚園又は保育所からの移行特例）において読み替えて適用する場合を含む。）及び第13条第1項（児童福祉施設基準第32条第8号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準^()は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなすこととする。

() 「～の規定による基準」は幼保連携型基準第1条各号の用法

この理由は以下のとおり。

- ・ 幼保連携型基準のうち、今回改正する耐火性能に係る規定は従うべき基準（保育所については参酌基準）とされており、認可権者である都道府県又は指定都市等が条例の改正を行う必要が生じるため、施行期日を公布日より遅らせることが望ましい。
- ・ しかし、そのようにした場合、建築基準法改正が施行される6月25日から条例の改正（最速で9月議会にかかると想定）までの間は、3階建てで延べ面積が200㎡未満の建築物を幼保連携型認定こども園の用に供する際に、現行の基準と異なり、耐火建築物でなくてもよいことになってしまう。
- ・ そのため、以下の用例にならって、改正後の幼保連携型基準の規定による基準を、条例の制定施行までの間、条例で定める基準とみなす経過措置を設けることとする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）（抄）

附 則

- 2 この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下この項において「新運営基準」という。）に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第三十四条第二項又は第四十六条第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。